

令和3年度 第1回総会議事録

十津川村農業委員会

1. 開催日時 令和3年4月9日（金） 9時00分～10時35分
2. 場 所 十津川村役場第3会議室
3. 出席委員 11名
1：向峯 周和 2：増谷 周三 3：中 精一
4：杉本 扇一 5：玉置 久美 6：温井 正吾
7：坂口 ひろみ 8：山本 享子 9：平瀬 肇万
10：弓場 耕一郎 11：岡田 亥早夫 12：上垣 豊
4. 欠席委員 6：温井 正吾
5. 事務局 事務局長：千葉 善幸 事務局：敷地 浩樹、岸上 拓夢
6. 産業課 課長：馬場 健一
7. 議事録署名委員 3：中 精一 4：杉本 扇一
8. 議 案
議第1号 農地申請審査（第5条申請）
議第2号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
議第3号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について
議第4号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の設定について
議第5号 農地法第52条の規定に基づく賃借料情報の提供について

議事内容

事務局敷地 皆様おはようございます。それでは、総会の方、始めさせていただきたいと思います。

それでは、平瀬会長、よろしくお願いいたします。

平瀬会長 改めて、おはようございます。桜も散ってきましたが、コロナの方は満開になろうかという勢いで進んでいます。皆さん気を付けていただきたいと思います。いつもこの時期はどこも異動の時期ですが、役場も5人か6人ほど退職いたしまして、異動もありました。その中で、私ども農業委員会の局長をしていただいております、浦君が退職いたしまして、残念に思っているんですが、まだまだ若いんですが、本人の意思ではありますので、この前出會ってご苦労様ということで、お伝えさせていただきました。その後任として、農業委員会の局長ということで、千葉さんが来ていただいておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

千葉事務局長 よろしくよろしくお願いいたします。

平瀬会長 本日は、議第がたくさんありますが、最後まで慎重審議いただいて、スムーズに進みますよう、よろしくお願いいたします。

馬場産業課長 皆さん、改めまして、おはようございます。会長の話にもありましたように、コロナウイルスも第4波といわれるような状況に入ってきたのかなと思います。緊急事態宣言に次ぐ措置ということで、蔓延防止の措置が、大阪、東京でも対応されています。奈良県内でも、4日ほど前から70人、80人という感染者数が続いております。奈良県庁でもクラスターが発生したようです。奈良県の場合、大阪からの通勤という形で、感染者の7割、8割が大阪へ行って感染して戻って来られているというところがあります。今後は、感染経路が段々掴みにくくなっているというところがあります。手洗い、消毒、マスクの着用を十分していただけたらなと思います。どこから来るか分からないという状況になってきております。会議の方も、令和3年度の第1回という形で、議第がたくさんありますが、慎重審議しながらも、短時間で終われるよう、よろしくお願いいたします。

先ほど、会長からも説明ありましたように、3月末で、事務局長をやっていたおりました浦の方ですが、自己都合ということで、早期退職ということになりました。4月1日から事務局長として千葉が来ていますので、今後ともよろしくお願いいたします。

千葉事務局長 改めまして、おはようございます。先ほどからご紹介いただきました、4月から局長を務めさせていただくことになりました千葉と申します。何分、初めての業務でございます。農業に関しましても素人ということでございます。皆様には、色々ご迷惑をおかけするかと思いますが、よろしくお願いいたします。

平瀬会長 ありがとうございます。なお、本日は、委員12名中11名の出席で、

この総会は成立しております。欠席は、温井委員で、既に連絡を受けております。本日の議事録署名委員は、中委員と杉本委員にお願いします。それでは異議ございませんか。

一 同 異議無し

平瀬会長 いつもならここで議案に入るわけですが、今日の議第1号には、改選後初めての農地法第5条申請ですので、まず事務局の方から審査の内容について説明をいただきますので、少し休憩に入らせていただきます

休憩

平瀬会長 それでは、再開します。議第1号、農地法第5条申請、受付番号5の1について、事務局より説明をお願いします。

事務局敷地 それでは、議第1号、農地法第5条申請について、下記申請については、農地法第5条第1項に基づいて、許可するものとする、の議案でございます。農地法第5条申請、受付番号5の1です。

1筆目、[]番、田、367㎡、2筆目は、[]番、畑、337㎡、合計2筆の704㎡で、転用目的は、[]の建設となります。譲渡人は、[]番は、[]さん、[]番は、[]さんです。譲受人は、[]となります。権利の種類でございますが、所有権で、権利の設定・移転の別は、移転、権利の期間は永久となります。以上です。

平瀬会長 ありがとうございます。それでは、現地調査の状況について、[]地区担当の増谷委員に説明をお願いします。

増谷委員 それでは、説明させていただきます。農地法第5条申請、受付番号5の1、[]の建設についてです。

4月7日に譲受人の[]の[]である[]の立ち会いで、事務局と現地調査をおこないました。

申請は、[]が農地を購入し、[]を建設する農地法第5条申請です。

[]には、昭和58年に建設された[]がありますが、平成30年に、敷地の擁壁部分にクラックが発見され、新たな住宅の建設を必要としたことから、今回の申請になったとのことです。

譲渡人は、[]さんと、[]さんです。譲受人は、[]で、[]は、[]になります。

1枚目の申請地の位置図を見てください。場所は、大字[]で、国道[]号から[]に向かう道上にある農地2筆になります。

2枚目の平面図を見てください。[]番に[]、[]番に2号棟、その間に進入路を設け、奥側に駐車スペースを設ける計画です。

申請地2筆は、少しの盛土による土地造成を行う予定で、真ん中の進入路については、現状の歩き道を切土等により、車が入れる進入路として設

ける予定です。

生活排水は、各1戸ずつ浄化槽を設置し、雨水と合わせて、新設される側溝、集水マス、埋設配管から、[]線の側溝に排水するとのことです。黄緑色で塗られている庭部分については、浸透排水とのことです。

申請地の周辺には、一段上に[]さんの[]番の畑、左手に[]さんの[]番の畑、[]線の下に、[]さんの[]番の田があります。

隣接農地に対する耕作の影響ですが、[]番は、一段上にあることと、[]番は、南側からの日照があり、[]番は[]線を挟み距離が離れていることから、影響はないと考えます。

3枚目の断面図①を見てください。こちらは、[]番を[]線から見た図となります。青線が造成した時のラインとなります。

4枚目の断面図②は、[]番を[]側から見た図となります。

5枚目の断面図③は、[]番を[]線から見た図です。

6枚目の断面図④は、[]番を[]側から見た図です。

7枚目の断面図⑤は、進入路部分を[]側から見た図です。

8枚目、9枚目は、[]、[]、それぞれの建物平面図と断面図となります。

審議のほど、よろしく申し上げます。

平瀬会長

ありがとうございました。それでは、ただいまの説明について、質問はございませんか。

一 同

質問無し

平瀬会長

無いようでしたら、詳細について事務局より説明をお願いします。

事務局敷地

それでは、詳細を説明します。[]さん、[]さんの農地を、[]が購入し、[]を建設するための農地法第5条申請です。

それでは、もう1度、位置図、1枚目をご覧ください。

申請地は、大字[]の[]番、[]番の2筆です。申請の農地は、農地法の運用で、営農条件からみた農地の区分に応じた許可基準で、その他農地（第2種農地）に分類されます。この分類の農地は、中山間地域等に在存する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地となります

第2種農地については、申請の農地以外に代替地がないかの判断が求められます。

今回、[]は、[]の建設にあたって、災害履歴がなく、土砂災害区域外など危険性低く安全な場所で、まとまって建設できる場所を探したところ、今回の申請地しか無かったとのことです。やむを得ないものと判断されます。

2枚目、平面図をご覧ください。転用目的は、[]の建設と、駐車場及び進入路を整備するものです。右側[]番に[]棟、左側[]番に[]です。薄いグレーで塗られている真ん中の進入路と、奥側駐車スペースは、コンクリート舗装となります。真ん中の進入路につきまし

て、現状は、農道山崎線から上に上がっていく歩き道となっていますが、切土等により勾配を緩やかにし、道幅についても切土により拡張され、進入路として整備されます。切土された部分に関しては、石積擁壁を設ける計画で、図面では、濃いグレーで塗られている、進入路の左右と、上がった先の3カ所になります。黄緑色で塗られていますのは、庭、土みの部分となります。

増谷委員から説明ありましたように、生活排水は、住宅各1戸ずつに浄化槽を設置し、雨水と合わせて、 線の側溝へと排水されます。図面で、青色で塗られていますのが、浄化槽、集水マス、側溝になります。埋設配管は、青線となっています。水の流れとしては、真ん中の集水マスに集められ、進入路に埋設される排水管を通り、 線の側溝へ排水されます。黄緑色の庭、土みの部分については、浸透排水となります。

3枚目、断面図①をご覧ください。こちらは 線から見た図となります。青が造成計画の線です。黒の元々の線が地山の線でございます。住宅建設部分は、15cmの盛土を行い、新設進入路の部分は、72cmの切土を行い、道幅の拡張を行います。

4枚目、断面図②をご覧ください。 番 を 側から見たものです。右手側に少し窪んでいるところがありますが、そこが側溝となります。

5枚目、断面図③をご覧ください。 番 を 線から見た図となります。 建設部分は、28cmの盛土を行い、新設進入路の部分は、47cmの切土を行います。

6枚目、断面図④をご覧ください。 番 を 側から見た図となります。

7枚目、断面図⑤をご覧ください。こちらは、進入路を 側から見た図となります。黒線が地山、現状の歩き道となっております。奥側の部分を最大332cmの切土を行う予定で、新設進入路として整備します。332cmの切土の部分は、石積擁壁を整備する予定です。

転用による隣接農地への影響ですが、増谷委員からも説明ありましたように、 番 は、一段上にあることと、 番1は、南側からの日照があり、 番は、 線を挟み距離が離れていることから、影響はないと考えます。

 が申請地を購入し、転用するための資力信用ですが、 の で、 と の の が添付されています。転用事業は、計画どおりに実施されると判断されます。

この申請地では、小作権、使用貸借など転用行為の妨げなる権利を有する者はいません。

また、申請地の農業用水利ですが、 農業用水路組合の同意を受けております。

以上のことから、農地法第5条第2項の各号には該当しないと判断されます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

平瀬会長

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、質問ございま

せんか。

少し補足させていただきますと、先ほどから■■■■■という名前が出ていますが、分らん人はおらんと思いますが、国道から行ったら一段上の土地になります。

事務局敷地

ちなみに、今の■■■■■の場所ですが、申請地の位置図の方を見ていただきますと、上の位置図と書いたところの横に家が何個かあるかと思いますが、そこが現在の■■■■■となります。こちらの方に、クラック、ヒビが出てきており、その代わりとなる■■■■■を建てる土地を探したところ、今回の申請になったとのことでした。

平瀬会長

質問無いようでしたら、受付番号5の1について、農地法第5条第2項の各号に該当しないので、原案のとおり決定することよろしいでしょうか。

一 同

異議無し

平瀬会長

ありがとうございます。それでは承認させていただきます。
次に、議第2号、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、事務局より説明をお願いします。

事務局敷地

それでは、議第2号、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、でございます。青い表紙の方、ご覧ください。毎年、年度初めの総会にて活動計画を立てるのですが、その点検評価、振り返りという形でやらせていただいております。

まず、最初に1ページ目に関しましては、令和2年3月31日現在の農業委員会の状況等が記載されております。

2ページ目、担い手への農地の利用集積、集約化というところですが。課題としましては、本村の農地は、ほ場整備等が実施されておらず、利用集積はされていない。しかし、農地の多面的機能を維持するためには、農業者への作業委託や使用貸借を促す必要がある、とさせていただきます。

実績としましては、十津川村では実績は無いことから0表示とさせていただきます。目標の達成に向けた活動の部分で、活動計画は、農地利用を促進するため、農業者に作業委託や使用貸借を促す、ということになっております。活動時期としましては、水稻作付調査時、5月から7月に田んぼ作付けしているか、役場の方で確認すると、農地許可申請現地調査時、こちらは申請があれば、その担当地区の委員さんと現地調査しているかと思いますが、それを入れさせていただきます。

活動実績としまして、産業課の方でやっております、農地担い手支援事業という事業がありまして、第三者に農地を貸して、耕作をしてもらった方に補助金を出すような事業がありまして、そちらの方が、5月に3日間で3件、6月に2日で2件、7月に2日間で2件、8月に1日間で1件、10月に1日の1件の実績がありました。そちらの方を書かせていただいております。作業従委託により、11,956㎡の農地利用実績というこ

とでさせていただいております。

3ページ目をご覧ください。新たに農業経営を営もうとする者の参入促進ということでございます。現状及び課題ですが、まず、新規就農の状況としましては、29年、30年、元年の実績を書かせていただいております。課題としましては、本村農地は急峻で耕作条件が不利なことから、親元就農以外の新規就農が少ない状況である、ということで課題とさせていただきます。

令和2年度の目標及び実績でございますが、参入目標は2経営体で、目標面積が0.2haとなっております。実績としましては、3経営体の0.5haとなっております。こちらは令和2年で第3条申請でありました、■■■の■■■さん、■■■の■■■さん、■■■の■■■さんの3名が新規就農ということで入れさせていただきました。面積的には、1,261.91㎡の新規取得となりましたので、参入実績として書かせていただいております。達成状況としましては、目標2件に対して3件の実績がありましたので150%、面積に関しましても、オーバーな数字ではありますが、250%となっております。

活動計画としましては、農地利用が可能と考えられるIターン者や定年帰農者などに村当局とともに農業関係支援事業等を説明し、農地の利用を促す、とさせていただきます。

実績としましては、広報誌等により、農業関係支援事業等の周知を行った、とさせていただきます。目標に対する評価としましては、Iターン者等に新規参入いただいたことで、目標以上に達成することができた。活動に対する評価は、Iターン者など農業に関心を持つ者に新規参入を促した、と記載させていただきます。

4ページ目、遊休農地に関する措置に関する評価ということでございます。現状というところで、去年の状況でございます。十津川村管内の農地面積106haのうち、遊休農地8ha、割合として8%でございました。課題としましては、高齢化、後継者不足、また、有害鳥獣による被害で農林産物の生産は厳しい状況であるが、農地の維持と保全管理を今後も周知していく必要がある、とさせていただきます。

目標及び実績でございますが、解消目標が0.5haで、解消実績が0.6ha、13筆の解消がございました。達成状況で120%とさせていただきます。

活動計画としましては、利用状況調査、秋ごろに皆さんに村内回っていただいておりますが、実施時期、調査結果取りまとめ時期を7月から10月とさせていただきます。方法としましては、1、令和元年の調査結果による台帳と地図を整備する、2、総会で農業委員による調査地区を決定し、会長が調査委員を任命する、3、調査員と事務局職員による調査を実施する、4、農地台帳への入力を実施する、とじています。利用意向調査について、実施時期は11月、利用状況調査完了後とさせていただきます。その他の活動としましては、村広報誌で農地の保全管理を周知する、とさせていただきます。

実績でございますが、実施時期が10月から11月と2カ月間でやらせていただきました。意向調査については、新規に遊休農地となったところ

に今後の意向をお聞きする調査ですが、今回の対象となったのは21筆、その所有者の方に調査を送らせていただきました。評価としては、農業者の努力により、目標以上の遊休農地が解消された、とさせていただいております。活動の評価としては、当初の計画より、調査が遅れたが、管内全て調査することができた、としております。

5ページをご覧ください。違反転用への適正な対応ですが、こちらの方、令和2年度は無かったということで0とさせていただいております。

課題としては、遊休農地での違反転用が懸念されるので、重点的に監視に取り組む、としております。

活動計画・実績及び評価ですが、実績には農地パトロールを実施した期間を書かせていただいております。

活動に対する評価ですが、当初の計画のとおり農地パトロール等が実施でき、農地の違反転用の未然防止に努めることができた、としております。

6ページ、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検ということで、令和2年度に審議いただいた農地法3条申請について書かせていただいております。2年度は4件ございました。処理期間ですが、申請を受け取ってから許可を出すまでの期間ですが、この4件の処理期間を平均したところ19日となりました。

7ページをご覧ください。農地所有適格法人からの報告への対応ですが、十津川村には農地所有適格法人というのはございませんので、記載しておりません。

その下、4の情報の提供でございますが、賃借料情報の提供ということで、年に1回、この後の議第でやらさせていただきます。

8ページ、地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容としまして、特になしということで、最後に事務実施状況の公表等では、総会の議事録は事務局に備え付け、2はなし、3の活動計画の点検・評価の公表は、この総会が終わりました後にHP上にて公表させていただいております。点検・評価については、以上となります。

平瀬会長 ありがとうございます。ただいまの説明について、質問ございませんか。

一 同 質問無し

平瀬会長 無いようでしたら、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、決定することよろしいでしょうか。

一 同 異議無し

平瀬会長 承認いただきましたので、決定し、公表させていただきます
次に、議第3号、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、事務局より説明お願いいたします。

事務局敷地 それでは議第3号、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画と

ということで、黄色の表紙の方、ご覧ください。

先ほどは、令和2年度の点検評価で、振り返りという形でしたが、今回は令和3年度の活動計画ということで、その名のとおり、活動計画を立てるという形でございます。

1 ページ、令和3年3月31日現在の農業委員会の状況を書かせていただいております。総農家数等でございますが、2020年版の農林業センサスの結果はまだ出ていませんので、2015年版の数値で書かせていただいております。2の農業委員会の体制につきましては、現在の委員さんで入れさせていただきまして、任期満了日は、令和5年7月19日と入れさせていただきます。

2 ページ目をご覧ください。担い手への農地の利用集積・集約化でございます。こちらにつきましては、十津川村では実施しておりませんので、0数字で入れさせていただきます。

次に、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進でございます。目標でございますが、新規参入目標を2経営体、面積を0.2haとさせていただきます。

活動計画としましては、農地利用が可能と考えられるIターン者や定年帰農者などに村当局とともに農業関係支援事業等を説明し、農地の利用を促す、としております。

3 ページ、遊休農地に関する措置でございます。今年の3月現在の状況で、管内の農地面積ですが、102haです。昨年度より4haほど減っております。しかしながら、遊休農地面積は9haで、昨年度は8haでしたが1ha増えているというような状況です。割合にして9%となります。

目標としましては、解消目標は、0.5haとさせていただき、目標設定の考え方としましては、遊休農地で保全管理の可能なところを解消する、としています。

活動計画としては、利用状況調査の内容を書かせていただいております。

次に、違反転用への適正な対応をご覧ください。こちらも例年通りでございます。活動計画は以上となります。

平瀬会長

ありがとうございました。ただいまの説明について、質問はございませんか。

一 同

質問無し

平瀬会長

無いようですので、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、決定してよろしいでしょうか。

一 同

異議なし

平瀬会長

ありがとうございました。承認いただきましたので、決定し、公表させていただきます。

次に、議第4号、農地法第3条第2項第5号の別段の面積の設定について、事務局よりご説明をお願いします。

事務局岸上 議第4号、農地法第3条第2項第5号の別段の面積の設定について、でございます。十津川村農業委員会では、農地法施行規則第17条第2項により、次のとおり定める、の議案でございます。農地法では農地を取得するにあたっての下限面積は50aと定められています。ただし、各農業委員会によりまして、別段の面積を定められるようになっております。十津川村農業委員会では、施行規則の第17条第2項により、現に耕作に供されていない農地があること、これは遊休農地のことを言います。遊休農地の面積を下げることによって地域の農業上の効率的な利用に影響がないということが明らかであれば下げることが可能となっております。そこで十津川村は、別段の面積を10a、適応する全ての区域として、十津川村の全ての区域とさせていただいております。次に、空き家バンクに登録された空き家に付随する農地として1aとしていますが、前回の総会でご相談させていただいた件ですが、空き家バンクに登録されている家で、何もかも放したいという所有者の方がおられるかと思っております。ですが、現状で行きますと、農地を1,000㎡持っていないと渡すことができないということとなっております。そこで、空き家バンクに登録された空き家に付随する農地に限り、別段の面積を1aに下げさせていただくことはできないかという議案になります。1aに下げたからと言って3条申請の許可要件に変わりはありません。

平瀬会長 ありがとうございます。それではただ今説明していただいたことについて質問ございませんか。

杉本委員 空き家バンクって、何件くらい登録されているんですか。

事務局岸上 昨日時点で、ホームページ上には11件登録されていました。

杉本委員 申し込みって来ているんですか。

事務局岸上 11件中、交渉中となっていたのは1件だけでした。

平瀬会長 他に質問ございませんか。

一 同 質問無し

平瀬会長 無いようでしたら、それでは、農地法第3条第2項第5号の別段の面積の設定について、原案通り決定することよろしいでしょうか。

一 同 異議無し

平瀬会長 ありがとうございます。それでは承認させていただきます。
次に、議第5号、農地法第52条の意見に基づく賃借料情報の提供について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局岸上

それでは、議第5号、農地法第52条の規定に基づく賃借料情報の提供についてです。農地法第52条の規定に基づく賃借料情報について、十津川村農業委員会で検討した結果、次のとおりとする、の議案でございます。十津川村では使用貸借というのは過去にございましたが、賃借料をお支払いしての農地の貸し借りというのはございません。よって、数値を拾い出すのが困難でございますので、奈良県農業会議が公開している情報を提供させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。なお、こちらに書かれている金額でございますが、賃借料額で年間で10aお借りした時の金額でございます。例で申し上げますと、一番上の田+畑では、奈良県の平均が8,962円、最大が18,400円、最小が3,400円となっております。提供方法ですが、農地法第3条申請の記載マニュアルへの添付及び奈良県農業会議ホームページアドレスを記載し、農業委員会事務局で周知させていただきます。よろしくお願いいたします。

平瀬会長

ありがとうございました。それではただいまの説明について、質問ございませんでしょうか。

一 同

質問無し

平瀬会長

それでは質問が無いようでございますので、農地法第52条の規定に基づく賃借料情報の提供について、原案とお決定し、情報提供することとしてよろしいでしょうか。

一 同

異議無し

平瀬会長

それでは承認させていただきます。
ありがとうございました。本日の議案は以上になります。

その他

- ・農業委員会互助会の決算について
農業委員会互助会の令和2年度の決算が実施され、承認される。
- ・令和3年度 農林関係予算について
産業課より、令和3年度 農林関係予算について、説明が行われる。

10時35分終了

議事録署名委員

㊟

㊟